

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第4区分

【発行日】平成17年4月14日(2005.4.14)

【公開番号】特開2003-220749(P2003-220749A)

【公開日】平成15年8月5日(2003.8.5)

【出願番号】特願2002-21559(P2002-21559)

【国際特許分類第7版】

B 4 1 J 35/04

B 4 1 J 31/00

【F I】

B 4 1 J 35/04 Z

B 4 1 J 31/00 E

【手続補正書】

【提出日】平成16年6月2日(2004.6.2)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

記録ヘッドとシートとの間に配設されるリボンマスクホルダを、上記記録ヘッドを搭載したキャリッジに取り付けるリボンマスクホルダの取付構造において、

上記リボンマスクホルダに、位置決め用の位置決めピンと、この位置決めピンを補強する補強片とを有する突起が形成され、この突起を、上記キャリッジに設けられた係合穴に嵌合することにより、当該リボンマスクホルダを上記キャリッジに取り付けるよう構成されたことを特徴とするリボンマスクホルダの取付構造。

【請求項2】

上記リボンマスクホルダが樹脂製であることを特徴とする請求項1に記載のリボンマスクホルダの取付構造。

【請求項3】

上記リボンマスクホルダが成形型にて樹脂成形され、この成形型が位置決めピンの軸と直交する方向に型割れするよう構成されたことを特徴とする請求項2に記載のリボンマスクホルダの取付構造。

【請求項4】

プラテンに沿って走行するキャリッジに、複数の記録ワイヤを備えた記録ヘッドが搭載され、上記記録ワイヤの突出動作によりインクリボンを介し、上記プラテンと上記記録ヘッドとの間に搬送されるシートに画像を記録する記録装置において、

上記記録ヘッドと上記シートとの間に配設されるリボンマスクホルダを備え、当該リボンマスクホルダに、位置決め用の位置決めピンと、この位置決めピンを補強する補強片とを有する突起が形成され、この突起を、上記キャリッジに設けられた係合穴に嵌合することにより、当該リボンマスクホルダを上記キャリッジに取り付けるよう構成されたことを特徴とする記録装置。

【請求項5】

上記リボンマスクホルダが樹脂製であることを特徴とする請求項4に記載の記録装置。

【請求項6】

上記リボンマスクホルダが成形型にて樹脂成形され、この成形型が位置決めピンの軸と直交する方向に型割れするよう構成されたことを特徴とする請求項5に記載の記録装置。

**【手続補正2】****【補正対象書類名】**明細書**【補正対象項目名】**0008**【補正方法】**変更**【補正の内容】****【0008】****【課題を解決するための手段】**

請求項1に記載の発明は、記録ヘッドとシートとの間に配設されるリボンマスクホルダを、上記記録ヘッドを搭載したキャリッジに取り付けるリボンマスクホルダの取付構造において、上記リボンマスクホルダに、位置決め用の位置決めピンと、この位置決めピンを補強する補強片とを有する突起が形成され、この突起を、上記キャリッジに設けられた係合穴に嵌合することにより、当該リボンマスクホルダを上記キャリッジに取り付けるよう構成されたことを特徴とするものである。

**【手続補正3】****【補正対象書類名】**明細書**【補正対象項目名】**0009**【補正方法】**変更**【補正の内容】****【0009】**

請求項2に記載の発明は、請求項1に記載の発明において、上記リボンマスクホルダが樹脂製であることを特徴とするものである。

**【手続補正4】****【補正対象書類名】**明細書**【補正対象項目名】**0011**【補正方法】**変更**【補正の内容】****【0011】**

請求項4に記載の発明は、プラテンに沿って走行するキャリッジに、複数の記録ワイヤを備えた記録ヘッドが搭載され、上記記録ワイヤの突出動作によりインクリボンを介し、上記プラテンと上記記録ヘッドとの間に搬送されるシートに画像を記録する記録装置において、上記記録ヘッドと上記シートとの間に配設されるリボンマスクホルダを備え、当該リボンマスクホルダに、位置決め用の位置決めピンと、この位置決めピンを補強する補強片とを有する突起が形成され、この突起を、上記キャリッジに設けられた係合穴に嵌合することにより、当該リボンマスクホルダを上記キャリッジに取り付けるよう構成されたことを特徴とするものである。

**【手続補正5】****【補正対象書類名】**明細書**【補正対象項目名】**0012**【補正方法】**変更**【補正の内容】****【0012】**

請求項5に記載の発明は、請求項4に記載の発明において、上記リボンマスクホルダが樹脂製であることを特徴とするものである。